

## 手稲前田埋立施設等維持管理業務 仕様書

この仕様書は、手稲前田第2埋立施設、手稲前田埋立施設、手稲山口埋立施設及び下水道再生土製造施設の維持管理業務（以下「業務」という。）に適用する。

### 1 業務の目的

委託者及び委託者が別途に契約する汚泥処理施設総括管理業務の受託者のもと、手稲沈砂洗浄センター、厚別洗浄センター等から発生する洗砂、残渣等を埋立処分する施設等を適正に維持管理する。

### 2 各施設の場所及び業務内容

各施設の場所及び履行対象の業務は下表のとおりとする。各業務の詳細は後述のとおり。

施設名	埋立施設			下水道再生土 製造施設
	手稲前田第2 埋立施設	手稲前田 埋立施設	手稲山口 埋立施設	
場所	手稲区手稲前 田 623 番地 他	手稲区手稲前 田 448 番地 1	手稲区手稲山 口 322 番地	手稲区手稲前 田 611 番地
(1) 浸出水運搬作業	○		○	
(2) 排雪作業	○	○	○	
(3) 散水作業	○			○
(4) 排水管洗浄作業	○	○		
(5) 集水管洗浄作業	○	○		
(6) 揚水井戸洗浄作業		○		
(7) 雨水排水設備清掃作業				○
(8) 観測井水位測定等作業	○	○	○	
(9) 地下水観測井洗浄作業		○		
(10) 覆土用等土砂手配作業	○			
(11) 残余容量測量作業	○			
(12) 管理作業	○	○	○	○

#### (1) 浸出水運搬作業

手稲前田第2埋立施設及び手稲山口埋立施設から発生する浸出水をバキューム車に積込み、手稲水再生プラザまで運搬すること。

作業量は、車両の積載量ゲージによる実積載量により確認した量とし、受託者は、その作業量を日報に記入すること。なお、運搬量は日累計を立方メートルの単位で記載することとし、小数第2位以下を切捨て小数第1位までとする。

## (2) 排雪作業

埋立施設内の雪を、トラクタショベル等を用いてダンプトラックに積込み、業務主任の指示する雪堆積場まで運搬すること。

作業量は、実際に積載した量とし、その量は車両の積載可能量と積載の割合を勘案して決めるこことする（積載可能量10トンのダンプトラックを用いた場合、満度の排雪積載量は14m<sup>3</sup>とする）。受託者はその作業量を日報に記入し、「雪堆積場・運搬排雪実績表」を併せて提出すること。なお、作業量の記載は小数点以下切捨てとして立方メートルの単位とする。

## (3) 散水作業

手稻前田第2埋立施設及び下水道再生土製造施設からの粉じん発生を防止するため、業務主任の指示により施設内に散水車で散水すること。

散水に要する水は手稻水再生プラザで給水すること。また、作業に要した時間を日報に記入すること。

## (4) 排水管洗浄作業

手稻前田埋立施設及び手稻前田第2埋立施設の集水ピットから浸出水を円滑に排水させるため、排水管（Φ300）を高圧洗浄車により洗浄すること。

作業量は、排水管の長さにより確認した量とし、受託者はその作業量を日報と業務報告書に記入すること。なお、作業量は日累計をメートルの単位で記載することとし、小数第2位以下を切捨て小数第1位までとする。

## (5) 集水管洗浄作業

手稻前田埋立施設及び手稻前田第2埋立施設内に敷設された浸出水の集水用有孔コルゲート管（Φ200）から浸出水をピットまで円滑に集水させるため、当該コルゲート管を高圧洗浄車により洗浄すること。

作業量は、集水管の長さにより確認した量とし、受託者はその作業量を日報と業務報告書に記入すること。なお、作業量は日累計をメートルの単位で記載することとし、小数第2位以下を切捨て小数第1位までとする。

## (6) 揚水井戸洗浄作業

手稻前田埋立施設の地下水揚水井戸の揚水管17m（Φ65）及び配水管45m（Φ100）を高圧洗浄機により洗浄すること。洗浄する揚水井戸は業務主任が指定する1箇所とする。

## (7) 雨水排水設備清掃作業

下水道再生土製造施設の雨水排水設備（雨水滞水池、側溝、溝等）を汚泥吸排車等により清掃すること。

## (8) 観測井水位測定等作業

作業内容は下記のとおりとし、これらの結果を水位測定等業務報告書により報告すること。

- ① 埋立施設周辺観測井及び浸出水ピットマンホールの水位を計測器で測定すること。
- ② 浸出水の排水状況及び築堤の状態等を目視点検すること。
- ③ 手稻前田埋立施設の地下水揚水井戸の揚水量を記録すること。
- ④ 手稻前田埋立施設の地下水揚水井戸設備の異常の有無を点検確認すること。

測定地点等は、業務主任の指示によることとし、1回当たり水位の測定を30地点程度、排水状況の点検を8地点程度、揚水井戸の記録・点検を3地点行う。なお水位の測定値は、センチメートル単位までとする。実施頻度は月に2回を基本とする。

## (9) 地下水観測井洗浄作業

手稻前田埋立施設の地下水観測井を高圧洗浄車により洗浄すること。

洗浄する観測井は業務主任が指定する1箇所とする。

## (10) 覆土用等土砂手配作業

埋立物の覆土及び埋立準備作業等に用いる土砂を、受託者が自ら手稻前田第2埋立施設まで手配する。作業量は、手配時に実際に積載した量とし、その量は車両の積載可能量と積載の割合を勘案して決めるこことする（積載可能量10トンのダンプトラックを用いた場合、満度の積載量は6m<sup>3</sup>とする）。受託者はその作業量を日報に記入すること。なお、作業量の記載は小数点以下切捨てとして立方メートルの単位とする。

## (11) 残余容量測量作業

手稻前田第2埋立施設の埋立作業を行っている埋立池の残余容量について、環境省が定める「最終処分場残余容量算定マニュアル」の埋立途中時点での残余容量の算定方法に基づき、現地測量により算定する。

受託者は残余容量の算定結果とともに以下の算定根拠となった図面や計算書等の書類についても業務報告書に記入すること。なお、残余容量は立方メートルの単位で記載することとする。

- ① 埋立池の残余容量
- ② 残余容量の算定に当たって使用した計測方法
- ③ 残余容量の算定根拠となる計測資料
- ④ 埋立高さ等、形状が観察できる写真

## (12) 管理作業

作業内容は、下記のとおりとする。なお受託者は、業務を円滑に遂行するため手稻前田第2埋立施設に管理ハウスを用意し、従業員1名を管理人として埋立施設に

常駐させること。これに係わる就業時間は、午前9時00分から午後5時30分まで（休憩時間含む）とし、作業日は、日曜日並びに12月31日、1月1日及び1月2日を除く日とする。

- ① 残渣等の埋立及びその覆土
- ② 施設の囲い（フェンス）、管理ハウスの維持管理
- ③ 埋立施設出入口の開閉
- ④ 搬入場所への指示及び誘導
- ⑤ 各種伝票の整理
- ⑥ 臭気及び風向の観測
- ⑦ 埋立施設内の点検及び日報の作成
- ⑧ 不法投棄の防止等の監視
- ⑨ 埋立施設内で使用する重機類の運搬
- ⑩ 防臭剤及び殺虫剤の散布、環境衛生の保全
- ⑪ 埋立施設搬入道路の整備、敷鉄板の管理
- ⑫ 埋立施設内の除雪、排雪された雪の整理
- ⑬ 埋立施設等の以下の範囲の草刈り、集草及び処分。なお、集草は本市環境事業部清掃工場に運搬し焼却処分すること。
  - ・埋立池天端及び法面
  - ・埋立施設観測井周辺及び観測井までの経路
  - ・埋立施設揚水井戸周辺
  - ・下水道再生土製造施設緑地帯
- ⑭ その他、埋立施設等の適正な維持管理に必要な軽微な業務

### 3 予定業務量

作業	単位	数量
(1) 浸出水運搬作業	m <sup>3</sup>	15,800
(2) 排雪作業	m <sup>3</sup>	4,000
(3) 散水作業	回	40
(4) 排水管洗浄作業	m	1,210
(5) 集水管洗浄作業	m	1,480
(6) 揚水井戸洗浄作業	回	1
(7) 雨水排水設備清掃作業	回	1
(8) 観測井水位測定等作業	回	24
(9) 地下水観測井洗浄作業	m	9
(10) 覆土用等土砂手配作業	m <sup>3</sup>	710
(11) 残余容量測量作業	回	1

(12) 管理作業	月	12
-----------	---	----

#### 4 貸与品

発電機	1台
水中ポンプ	3台
散布機	1台

#### 5 支給品

防臭剤、殺虫剤及び碎石

#### 6 業務監督体制

- (1) 委託者は、本業務に対して常に状況に応じた監督を行う業務担当職員として「業務主任」を定め、受託者に書面で通知するものとする。なお、業務主任を補佐する者を置くときも同様とする。
- (2) 業務管理者は、業務主任に代わり本業務を総括的に管理、監督及び調整等を行う者であり、別途委託者が発注する汚泥処理施設総括管理業務の受託者から定める。
- (3) 受託者は、業務代理人を定め、書面をもって委託者に通知しなければならない。また、その内容を変更したときも同様とする。業務代理人は、委託者及び業務管理者との連絡調整及び業務従事者に対する指示及び指導を行う者であり、常に連絡場所及び連絡方法等を明らかにしておかなければならない。
- (4) 委託者は、受託者に対して行う指示、承諾等は次の各号により行うものとする。
  - ① 業務主任から業務管理者を通じて書面で行うことを原則とする。ただし、緊急を要するときはその限りではない。
  - ② 必要に応じて、直接、口頭又は、電話等で行うことができるものとする。
  - ③ 委託者と業務管理者がそれぞれ異なる指示、承諾等を行った場合は、委託者のものが優先する。
- (5) 受託者は、委託者から業務の履行に関する改善指導等がなされた場合には、速やかに措置等をし、結果を委託者に報告しなければならない。

#### 7 提出書類

- (1) 受託者は、本業務の履行開始にあたって、次の書類を指定様式にて、委託者に提出しなければならない。
  - ① 業務代理人指定通知書 1部
- (2) 受託者は、各月末及び契約期間が満了した時には速やかに業務管理者の確認を受け、次の各号に示す書類を指定様式にて委託者に提出しなければならない。
  - ① 完了届 1部
  - ② 業務委託内訳書 1部
- (3) 受託者は、本業務の実績を明らかにするため、次表に示す書類を委託者若しくは業務管理者に提出し、報告しなければならない。各提出書類の様式については、あらかじめ委託者の承諾を得たものとする。

提出書類	報告頻度
手稲前田埋立施設維持管理日報	毎日
観測井水位測定等作業 業務報告書	業務完了後速やかに
排水管洗浄作業 業務報告書	業務完了後速やかに
集水管洗浄作業 業務報告書	業務完了後速やかに
雨水排水設備清掃作業 業務報告書	業務完了後速やかに
埋立残余容量測量作業 業務報告書	業務完了後速やかに
産業廃棄物管理票（マニフェスト）	埋立物搬入後速やかに
本市清掃工場計算書兼領収書（写可）	集草処分後速やかに
その他委託者の指示によるもの	随時

## 8 契約金額の支払い

- (1) 契約金額の支払いは、単価契約の毎月払いとし、毎月の業務完了後に検査を実施し、合格の場合には出来高に応じた請求をすることができる。
- (2) 出来高（m<sup>3</sup>、m数）は、日々の出来高の合計の整数未満切り捨てとする。

## 9 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減を推進するため、次の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 省資源・省エネルギーの推進
- (2) 廃棄物の減量及びリサイクル
- (3) 環境汚染の危機管理の徹底
- (4) 環境関係法令の遵守
- (5) 自動車使用時における環境負荷の少ない車両使用及びアイドリングストップなどの環境配慮運転
- (6) 業務に係る用品等のグリーン仕様品（エコマーク商品等）の使用
- (7) 業務従事者に対する上記の内容についての適切な教育と訓練

## 10 その他留意事項

- (1) 業務を遂行するにあたっては、委託者の指示又は承認を受け、すべて受託者の責任において行うこと。
- (2) 業務は、業務主任が指定する時間内に行うこと。
- (3) 業務を遂行するにあたっては、本市施設の運転操作に支障を及ぼすことのないようすること。
- (4) 業務を遂行するにあたって本市施設を破損した場合は、業務主任に速やかに報告

し、業務主任の指示に従って受託者の責任において修復すること。

- (5) 業務の作業場所、作業量、及び作業方法等については、業務主任が指示するものとし、受託者は、これを効果的に運用するように努めること。
- (6) 受託者は、本市の指示した残渣等以外のものを埋立施設内に搬入投棄させてはならない。
- (7) 受託者は、みだりに第三者を埋立施設内に立ち入らせてはならない。
- (8) 受託者は、1日の作業終了ごとに埋立施設搬入口に施錠し、鍵を保管すること。
- (9) 受託者は、作業に必要な資材等を作業現場へ持ち込んだ場合は、所定の場所で管理し、業務完了時には完全に撤去すること。
- (10) 受託者は、埋立施設内の環境衛生に十分注意しその保全に努めること。
- (11) 受託者は、業務に従事する従業員の言動にはすべて責任を負い、現場の秩序を維持し、誠実に業務を実施するための指導を怠らないこと。
- (12) 受託者は、産業廃棄物管理制度に従い、管理票（マニフェスト）に必要事項を記入し、適切な処置をすること。
- (13) 業務の遂行にあたっては、労働基準法等の関係法令を遵守すること。